

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

4 3 2 1
新たな勤務先へ再就職し、給与所得者として異動届出書提出する場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先で「特別徴収継続の場合」以外の事項を記載し、一括徴収することになります。

給与所得者情報欄: フリガナ, 氏名 (江東 一郎), 生年月日 (昭和50年1月1日), 個人番号 (2222222222), 受給者番号 (123456), 1月1日現在の住所 (〇〇都××区△△3-2-1), 異動後の住所 (同上), 特別徴収税額 (年税額) 140,000円, 徴収済額 35,600円, 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400円, 異動年月日 (令和×年8月31日), 異動の事由 (退職), 異動後の未徴収税額の徴収方法 (特別徴収継続).

個人番号は転勤(転職)先で記入します。

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合: 特別徴収義務者指定番号 (987654321), 所在地 (〇〇県××市△△1-2-3), フリガナ (マルバツフドウサン カブシキガイシャ), 氏名又は名称 (〇×不動産 株式会社), 担当者連絡先 (人事部), 所属 (人事給与係), 氏名 (特徴 進), 電話 (111-111-1111), 内線 (222), 受給者番号 (9876), 納入書の要否 (不要).

2. 一括徴収の場合: 理由 (異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため), 徴収予定月日 (9月), 徴収予定額 (上記(ウ)と同額), 納入します (10,600円).

新しい会社で特別徴収を開始する月 (9月) とその月割額を記入します。

3. 普通徴収の場合: 理由 (異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため), 令和×年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため, 死亡による退職であるため, ※市町村記入欄, 控返送.

【提出先】 1月1日現在の住所地の区市町村 (江東区への提出先: 〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所 区民部課税課)